

岩手県告示第123号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定する。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定区域	埋立地の区分
花巻市石鳥谷町富沢第12地割160番1及び160番3並びに石鳥谷町大瀬川第8地割241番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号